

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（抄）

（昭和 51 年農林省令第 35 号）

令和 2 年 8 月 26 日農林水産省令第 56 号による改正反映版

（改正部分に下線）

第 1 条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する飼料の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第 1 に定めるところによる。

第 2 条 法第 3 条第 1 項に規定する飼料添加物の成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準については、別表第 2 に定めるところによる。

別表第 1（第 1 条関係）

1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

（略）

2 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格

家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第 1 欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第 1 欄	第 2 欄
牛等	ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。） (ア) ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。 (イ) ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであつて、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。 a 脱脂

	<p>b 酸による脱灰</p> <p>c 酸処理又はアルカリ処理</p> <p>d ろ過</p> <p>e 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理</p> <p>(ウ) 牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(エ) めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであつて、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(オ) 家きん又は魚介類に由来するものであること。</p>
<p>馬、豚、鶏又はうずら</p>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</p> <p>ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</p> <p>エ 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）</p> <p>オ 豚、馬又は家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉又は血しようたん白であつて、豚、馬又は家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</p> <p>カ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しようたん白であつて、これら以外のた</p>

	<p>ん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）</p> <p>キ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白又は蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）</p> <p>ク 魚介類由来たん白質であつて、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）</p> <p>ケ <u>食品循環資源</u>（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）<u>第 2 条第 3 項</u>に規定する<u>食品循環資源</u>をいう。以下同じ。）に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
<p>養殖水産動物</p>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済豚肉骨粉等</p> <p>エ 確認済馬肉骨粉等</p> <p>オ 確認済原料混合肉骨粉等</p> <p>カ 確認済チキンミール等</p> <p>キ 確認済家きん加水分解たん白等</p> <p>ク 確認済魚介類由来たん白質</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が 30 月を超える牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎^{きよく}突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨^{りょう}稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条第 1 項から第 3 項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊</p>

	<p>の部位」という。)が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。)</p> <p>コ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉(牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。)であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。)</p> <p>サ <u>食品循環資源</u>に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの</p>
<p>蜜蜂</p>	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済チキンミール等</p> <p>エ 確認済魚介類由来たん白質</p>

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア 動物由来たん白質は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

イ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、動物由来たん白質(確認済ゼラチン等を除く。)を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

(3) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

(4) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、(1)の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

(5) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は(2)のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、鹿、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3～5 （略）

6 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の成分規格

豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下6において同じ。）は、肉（牛等、豚、いのしし、馬又は家きんに由来するものをいう。以下(1)において同じ。）を扱う事業所等から排出される食品循環資源であつて、肉と接触した可能性があるもの（以下「動物由来食品循環資源」という。）を含んではならない。ただし、次に掲げる動物由来食品循環資源については、この限りでない。

ア 飼料の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われたもの（以下「処理済動物由来食品循環資源」という。）

イ 食品の製造段階で農林水産大臣が定める方法により加熱処理等が行われたもの（以下「処理済食品由来動物由来食品循環資源」という。）

ウ 確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等及び確認済家きん加水分解たん白等（以下「確認済動物由来たん白質」と総称する。）

(2) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の製造の方法の基準

ア 食品循環資源

(ア) 豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源の製造業者に販売されるものを除く。）は、(1)のアの農林水産大臣が定める方法により加熱処理等を行わなければならない。

(イ) 豚を対象とする飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

イ 食品循環資源を原料又は材料とする飼料

(ア) 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）は、豚を対象とする飼料に用いてはならない。

(イ) 豚を対象とする飼料は、動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 食品循環資源を原料又は材料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、

豚に対し使用してはならない。

(4) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の保存の方法の基準

ア 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料は、豚を対象とする飼料に混入しないように保存しなければならない。

イ 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）は、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質に混入しないように保存しなければならない。

(5) 食品循環資源又は食品循環資源を原料若しくは材料とする飼料の表示の基準

ア 動物由来食品循環資源を原料又は材料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 飼料の原料又は材料となる動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料又は材料とする飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。